

ヘイトスピーチ解消のための法律を知っていますか？



近年、特定の民族や国籍の人々を侮辱したり脅迫したりして地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会問題となっています。こうした差別的言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざす上で、こうした言動は許されるものではありません！このような中で2016（平成28）年6月に外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、今後ますます外国人の方々と交流する機会は増えていくでしょう。民族や国籍などの違いを認め合い、互いの人権を尊重しあう社会を共に築いていきましょう！

